

あさぎり町須恵文化ホール

現行						改正後							
別表(第8条関係)						別表(第8条関係)							
区分		使用料(上段：町内 下段：町外)				冷暖房使用料(1時間当たり)	区分		使用料(上段：町内 下段：町外)				冷暖房使用料(1時間当たり)
		午前 9時～12時	午後 12時～17時	夜間 17時～22時					午前 9時～12時	午後 12時～17時	夜間 17時～22時		
大ホール	平日	2,160円	2,160円	3,240円	3,240円	3,240円	大ホール	平日	2,200円	2,200円	3,300円	3,300円	
		3,240円	3,240円	4,860円	3,240円				3,300円	3,300円	4,950円	3,300円	
	土・日・ 休日	2,590円	2,590円	3,890円	3,240円	3,240円		土・日・ 休日	2,640円	2,640円	3,960円	3,300円	
		3,890円	3,890円	5,830円	3,240円				3,960円	3,960円	5,940円	3,300円	
控室	第1	540円	540円	540円			控室	第1	550円	550円	550円		
		540円	540円	540円					550円	550円	550円		
	第2	430円	430円	430円				第2	440円	440円	440円		
		430円	430円	430円					440円	440円	440円		
コミュニ ティホー ル	平日	540円	540円	540円	540円	540円	コミュニ ティホー ル	平日	550円	550円	550円	550円	
		1,080円	1,080円	1,080円	540円				1,100円	1,100円	1,100円	550円	
	土・日・ 休日	1,080円	1,080円	1,080円	540円	540円		土・日・ 休日	1,100円	1,100円	1,100円	550円	
		2,160円	2,160円	2,160円	540円				2,200円	2,200円	2,200円	550円	
会議室	全室	1,080円	1,080円	1,620円	430円	430円	会議室	全室	1,100円	1,100円	1,650円	440円	
		1,620円	1,620円	2,480円	430円				1,650円	1,650円	2,530円	440円	
	大会議室	860円	860円	1,300円	430円	430円		大会議室	880円	880円	1,320円	440円	
		1,300円	1,300円	1,940円	430円				1,320円	1,320円	1,980円	440円	
	小会議室	540円	540円	860円	430円	430円		小会議室	550円	550円	880円	440円	
		860円	860円	1,300円	430円				880円	880円	1,320円	440円	

研修室(和室)	1,080円	1,080円	1,620円	430円
	1,620円	1,620円	2,480円	430円
多目的室	無料	無料		
	無料	無料		

付記

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 2 大ホールの舞台のみを練習等に利用する場合の使用料の額は、所定の使用料の額の5割相当額とする。
- 3 大ホールで軽スポーツ等で利用する場合は、1時間当たり530円とする。
- 4 使用者が入場料その他これに類する金額(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の使用料の額は、所定の使用料の額に、次の各号に定める額を加えた額とする。
 - (1) 入場料等の額(入場料等の額に差があるときは、その最高額。以下同じ。)が1,000円以下のとき 所定の使用料の額の3割相当額
 - (2) 入場料等の額が1,000円を超え3,000円以下のとき 所定の使用料の額の6割相当額
 - (3) 入場料等の額が3,000円を超えるとき 所定の使用料の額の10割相当額
- 5 利用承認時間を超えて利用するとき(午後10時を超えることができない。)は、1時間につき「夜間」の使用料の額の3割相当額を加えた額とする。
- 6 利用目的が物品の販売、宣伝等営利行為とみなされる場合は、所定の使用料の20割相当額を加えた額とする。

研修室(和室)	1,100円	1,100円	1,650円	440円
	1,650円	1,650円	2,530円	440円
多目的室	無料	無料		
	無料	無料		

付記

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 2 大ホールの舞台のみを練習等に利用する場合の使用料の額は、所定の使用料の額の5割相当額とする。
- 3 大ホールで軽スポーツ等で利用する場合は、1時間当たり570円とする。
- 4 使用者が入場料その他これに類する金額(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の使用料の額は、所定の使用料の額に、次の各号に定める額を加えた額とする。
 - (1) 入場料等の額(入場料等の額に差があるときは、その最高額。以下同じ。)が1,000円以下のとき 所定の使用料の額の3割相当額
 - (2) 入場料等の額が1,000円を超え3,000円以下のとき 所定の使用料の額の6割相当額
 - (3) 入場料等の額が3,000円を超えるとき 所定の使用料の額の10割相当額
- 5 利用承認時間を超えて利用するとき(午後10時を超えることができない。)は、1時間につき「夜間」の使用料の額の3割相当額を加えた額とする。
- 6 利用目的が物品の販売、宣伝等営利行為とみなされる場合は、所定の使用料の20割相当額を加えた額とする。